

マケドニア国際私法に関する 研究ノート

—旧ユーゴスラビア連邦構成国国際私法の現在・其の2— A Note on Macedonian Private International Law

笠原 俊宏

目次

- 1 前書き
 - 2 2010年改正の内容
 - (1) 常居所の概念
 - (2) 契約債務の準拠法
 - (3) 契約外債務の準拠法
 - 3 後書き
- (参考資料) マケドニア国際私法

1 前書き

1991年におけるユーゴスラビア社会主義連邦共和国の分裂後における旧連邦構成国の国際私法の概況については、前稿において素描したところである(拙稿「クロアチア共和国国際私法について—旧ユーゴスラビア連邦構成国国際私法の現在—」大東ロージャーナル12号131頁以下)。旧ユーゴスラビア連邦は、1982年7月23日、「一定の関係における外国との法律抵触の解決に関する法律」(以下、「旧法」という。)を制定したが、同法律は、当時、大陸型国際私法を有する諸国における国際私法の改革において、比較的早くその現代化を実現し、又、充実した内容を有していたことから、比較国際私法においても注目されるものであった。連邦制が解消された後、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国(以下、「マケドニア」という。)においては、2007年7月4日に、「国際私法に関する法律」(以下、「新法」という。)が制定され、それが2008年7月19日に発効している。その立法化における指針とされたのは、1つは、旧法において規定されていなかった問題に関する規則を新たに導入することであり、いま1つは、欧州連合国際私法の内容に倣って現代化を図ることであった(拙稿「マケドニア共和国国際私法の改正について」東洋法学55巻2号119頁以下)。

マケドニア国際私法は、2007年の新法制定後も、その立法化において指針と

された欧州連合国際私法への追随を進め、欧州連合において2007年7月11日に採択された「契約外債務の準拠法に関する欧州議会および理事会規則第864/2007号」（いわゆるローマⅡ規則）に倣い、主として、その規則が規律の対象とする事項の改正のため、「2007年の国際私法に関するマケドニア共和国法律を改正する法律」（2010年11月30日法律、同年12月6日マケドニア共和国官報156号21頁公布）が制定された（Christa Jessel-Holst, *Zur Angleichung des mazedonischen Rechts an die Rom II-Verordnung, Praxis des internationalen Privat- und Verfahrensrechts* 2012(以下、*IPRax* 2012とする。), S.572f.)。この小稿は、その改正の内容について概説することにより、同共和国国際私法に関する前記拙稿と併せて、更に一步前進した同国国際私法立法の現状について明らかにすることを目的とするものである。

2 2010年改正の内容

(1) 常居所の概念

2010年における改正の注目される規定は、常居所の決定基準として、その法的定義に関して新設された第12 a 条である。同条は、まず、その第1項第1文において、常居所概念を定義し、同項第2文において、常居所の確定のあり方を指示し、そして、同項第3文において、より具体的に、常居所の存在の認定基準として、6か月間の継続した居住の事実を規定している。常居所に関する規定は、ローマⅡ規則第23条第2項及び第3項に置かれているところであるが、それらの規定は、法人の常居所ないし法人の業務の範囲において取り扱われる自然人の常居所に関するものであり、いずれにしても、同規則の目的との関連に制限されている。それに対して、第12 a 条第1項は、同規則とは別個の立法にその起源を有していると見られる。すなわち、2004年のベルギー国際私法典第4条第2項及び2005年のブルガリア国際私法典第48条第7項がそれである（Jessel-Holst, *IPRax* 2012, S.573.）。

ベルギー国際私法典は、同法典の適用に際する常居所に関し、まず、自然人のそれについては、「自然人が、いかなる登録もなく、かつ、滞在又は居住す

る許可と関係なくとも、主として居住した場所」と定義した上で、「その場所の決定については、特にその場所との継続的關係、又は、そのような関係を結ぶ意思を示す身分的若しくは職業的性質の状況が考慮される。」としている（第1号）。又、法人のそれについては、「法人がその主たる事務所を有する場所」とする（第2号）。なお、法人のその決定においては、「法人の主たる事務所は、特に指揮の中心、並びに、取引又は活動の中心、及び、補助的に、定款上の本拠を考慮して決定される。」と規定している（同条第3項）。次に、ブルガリア国際私法典は、「本法典の意味において、自然人の常居所とは、その者が、滞在又は営業のための登録又は許可の必要性和結合されることなく、主に生活するために定住した場所と解される。その場所の決定については、特に、その者の当該場所への継続的な結合、又は、かような結合を確立すべきとするその者の意思に由来する個人的な事情、又は、職業上の特性が考慮されるものとする。」と規定している。更に、同様の立場を規定している立法として、2009年のルーマニア民法典中の国際私法規定を挙げることができる。常居所の決定及び証明に関する同法典第2570条は、自然人の常居所について、「本巻の意味において、自然人の常居所は、その者が法定の登録形式を充足していなかったときであっても、人がその常居所を有する国家に所在する。自然人の職業活動の実行において有効なその者の常居所は、その者の主たる事業所所在地とする。」（第1項）と規定し、続けて、「主たる居所を決定するためには、問題となる国家との持続的な関連性、又は、かような関連性を設定する意図を呈示する個人的及び職業的な諸状況が考慮されるものとする。」（第2項）と規定している。一方、法人の常居所については、「その者がその主たる事業所を有する国家に所在する。」（第3項）と規定し、続けて、「法人の主たる事業所は、その者がその中心的管理を置いた場所とする。」（第4項）と規定している。

なお、實際上、第12a条の適用範囲については、差し当たり、契約外債務関係、すなわち、第31条ないし第33条が規定する事項に限定されることとなる。蓋し、人事、家事、相続に関する事項については、人の国籍又は住所が連結点とされており、国籍を原則として、住所がそれを補充し、更に、それを補充する連結点として、住所が採用されているからである（新法第12条参照）。しか

しながら、相続、夫婦財産制、登録パートナーシップ財産制、離婚等の事項については、契約債務関係に関するローマⅠ規則、及び、離婚・別居に関するローマⅢ規則の影響の下に、家族法関連の法律関係において、常居所が連結点とされることが予想される場所である (Jessel-Holst, *IPRax* 2012, S.573.)。

そして、第12 a 条第2項は、商業活動を行なう自然人の常居所につき、第1項の例外として、その主たる営業所所在地がそれと見做され、又、会社及びその他の法人の常居所につき、その主たる管理所在地をそれとすることが定められている。これらの規定も、上記ベルギー法、ブルガリア法、ルーマニア法に置かれている諸規定と相通じるものである。

それに対して、第1項第3文において、6か月間の継続的居住をもって常居所が存在すると見做す立場は、欧州連合諸国立法には見られない特異なものであり、当然、その当否を巡る論議が生じる場所である。その場合の論点となるのは、欧州連合加盟国間における常居所概念の解釈における調和の要否、及び、設定された6か月という固定的な期間の当否に関する問題であろう。前者について言えば、マケドニアが欧州連合の加盟国候補国であることを考慮すると、欧州連合法に反する国内的特別の規則を採用することは意味のないことであるとか、又、かような期間の設定は、それが、第2文において求められている常居所の「持続的な関係」の要件を満たさない場合も想定されることから、かなり大雑把な規則であると考えられるものであるという批判が見られるところである (Jessel-Holst, *IPRax* 2012, S.575.参照)。

(2) 契約債務の準拠法

契約準拠法は、マケドニア国際私法において、いち早く、ヨーロッパ化(欧州連合化)に向けた改正が実行された部分である。2007年に改正が行なわれた際には、旧法は、新たな第21条以下の諸規定と入れ替えられている。しかし、当時、「契約債務の準拠法に関する規則」(いわゆるローマⅠ規則)は成立していなかったため、当然、新法はローマⅠ規則には倣っておらず、又、同規則の草案にも倣っていない。新法が模範としたのが、ローマⅠ規則の前身である「契約債務の準拠法に関するEC条約」であることは明らかである。そのため、ローマⅠ規則の発効後、それに合わせた修正の必要性が指摘されていたところであ

る (Toni Deskoski, The new Macedonian private international law act of 2007, *Yearbook of private international law* 2008, p.448.)。

しかしながら、実際には、欧州連合加盟国において、現行欧州連合法令に相当する国内規定を許容しないということは貫かれていないのが現状である。例えば、マケドニアと同様に、旧ユーゴスラビア連邦を構成していたスロベニアにおいては、仲裁裁判に関する規定が廃止されたのみで、ローマⅠ規則及びローマⅡ規則の適用範囲における国内規定は、旧ユーゴスラビア連邦に倣った規定のままであり、形式上、今もなお、廃止されていない。ブルガリアにおいても、その国際私法典は、2007年、2009年、2010年に改正を重ねているが、その改正事項は、契約債務関係及び契約外債務関係には及んでいない (Jessel-Holst, *IPRax* 2012, S.575.)。

なお、マケドニア国際私法は、今般の改正において、ローマⅡ規則第12条に倣い、契約締結過程における過失責任 (Culpa in contrahendo) に関する規定を新たに導入しているが、不法行為としての性質決定が重視されて、それが置かれているのは、契約外債務関係に関する諸規定の箇所である。

(3) 契約外債務の準拠法

不当利得、事務管理及び他の契約外債務については、それぞれ、新法第31条及び第32条が旧法の規定を受け継いで、例外なく、債務の原因となる事実が発生した地を連結点としていた。それに対して、不法行為に関する新法第33条は、基本的には、原因事実発生地法をもってその準拠法とすることを規定していたが、それ以外は、全く新しい規則を採用していた (Christa Jessel-Holst, *Zum Gesetzbuch über internationales Privatrecht der Republik Mazedonien, IPRax* 2008, S.156f.)。まず、被害者は、加害者が結果を予測できたか、又は、予測すべきであったとき、原因発生地 (加害行為地) の法の適用に替えて、結果発生地 (被害発生地) の法の適用を要求することができるものと規定されていた (同条第1項)。次に、不法行為のプロパー・ローの理論に影響されて、原因発生地にせよ、結果発生地にせよ、事実が第1項に定められた法と密接に関連しておらず、明らかに、他の何れかの法とより密接に関連するときは、当該他の法が適用されることとなるものと規定されていた (同条第2項)。そして、スイス国際私法典

第132条と同様に、事後における当事者自治の規則が定められていた（同条第3項）。かように、当事者は、契約外債務関係につき、自由に準拠法を決定することができた。なお、当該準拠法の決定が実質法の選択を意味するものであることは、新法第6条第3項が、当事者が準拠法選択の権利を有する場合に、反致を排除していることから明らかであると論じられていた（Toni Deskoski, *op. cit.*, p.450.）。

因みに、マケドニア共和国は、1971年5月4日の「自動車事故の準拠法に関するハーグ条約」及び1973年10月2日の「生産物責任の準拠法に関するハーグ条約」の締結国であるため、それらの問題については、新法第33条の規定の適用はなかった。又、2007年7月11日には、ローマⅡ規則が採択されているため、それに合わせた新法の改正が必要とされていた（Deskoski, *op. cit.*, p.450.）。今般の改正は、正に、その必要性に応じて、大幅に、ローマⅡ規則に倣った規定が新規に導入されている。それらの規定として、不当利得（第31条）、委任なき事務管理（第32条）、契約外の損害賠償責任（第33条）に関する諸規定が改正され、又、契約締結前の交渉責任（第32 a 条）、生産物責任（第33 a 条）、不正競争（第33 b 条）、環境侵害（第33 c 条）、知的財産権侵害（第33 d 条）、労働争議措置（第33 e 条）、契約外債務準拠法の選択（第33 f 条）、安全及び行動の規定（第33 g 条）が新規に置かれることとなった規定である。

①不当利得

前述のように、改正前第31条においては、不当利得について、利得の発生原因となる法律関係の準拠法に依るとする立場、即ち、原因事実発生地法の立場が採られていた。改正後第31条は、不当利得が当事者間に存在する契約や不法行為などの法律関係と関連するときは、当該法律関係の準拠法に依り（第1項）、当該準拠法がなく、かつ、当事者が、不当利得の原因事実発生当時、同一国に常居所を有するときは当該国法に依り（第2項）、それらに依ることができないときは、不当利得発生国法に依り（第3項）、そして、何れの場合にも、不当利得による契約外債務関係がより密接な関係を有する国があれば、当該他の国の法が適用される（第4項）と規定している。これは、ローマⅡ規則第10条の規定と同一の規則である。

②委任なき事務管理

事務管理についても、前述のように、改正前第32条は、管理行為法を原則として（第1項）、事務管理の委任の物の利用から生じた債務、及び、損害に対する責任に依らないその他の契約外債務については、債務の原因事実発生地法に依るとされていた（第2項）。改正後第32条は、事務管理が、それと密接な関係を有する契約又は不法行為などの当事者間の法律関係と関連するときは、当該法律関係の準拠法に依り（第1項）、それがなく、かつ、当事者が、損害の原因事実発生当時、同一国に常居所を有するときは、当該国法に依り（第2項）、それらの何れの法もないときは、事務管理地法に依り（第3項）、そして、何れの場合にも、事務管理が密接な関係を有する国があれば、当該他国法が適用される（第4項）と規定している。これは、不当利得の場合の契約外債務関係についての規則と同一であり、そして、ローマⅡ規則第11条と同一の規則である。

③契約締結前の交渉責任

新規に置かれた第32 a 条は、契約締結の過程における過失責任（*Culpa in contrahendo*）に関する規定であり、契約締結との関連において論じられる法律問題であるが、前述のように、改正法においては、契約外の債務関係として位置付けられている。しかし、準拠法については、原則として、契約の準拠法に依り（第1項）、それがないときは、損害発生地国法、又は、損害原因事実発生当時における当事者の同一常居所地法、そして、何れの場合にも、当該契約外債務関係がより密接な関係を有する他の国があるときは、当該他国法が適用される（第2項）。これは、ローマⅡ規則第12条第1項及び第2項 a 号ないし c 号と同一の規則である。

④契約外の損害賠償責任

前述のように、改正前第33条は、まず、予見可能な場合を例外として、行動地法、すなわち、原因事実発生地法に依ることを原則とし（第1項）、より密接な関係を有する他の法があれば、当該他の法に依り（第2項）、そして、何れの場合にも、当事者は、事後的に、準拠法を選択することができるとされた（第3項）。それに対して、改正後第33条は、損害の原因事実発生地法を原則と

し（第1項）、加害者と被害者とが、損害発生当時、同一常居所を有するときは、当該法に依り（第2項）、そして、何れの場合にも、他の国とより密接な関係を有するときは、当該他国法が適用される（第3項）。これは、ローマⅡ規則第4条と同一の規則である。

⑤生産物の利用から生じる損害賠償の責任

改正第33 a 条は、生産物責任につき、原則として、生産物が、被害者の損害発生当時における常居所国において購入されたことを条件として、当該国法、又は、生産物が取得された国の市場で購入された場合には、当該国法、又は、生産物が、損害発生地国の市場で購入された場合には、当該国法に依り（第1項）、但し、生産者等が、それらの国における生産物の流通を予見できないときは、その者の常居所地法に依り（第2項）、そして、何れの場合にも、他の国とより密接な関係を有するときは、当該他国法が適用される（第3項）と規定している。これは、ローマⅡ規則第5条第1項本文及び但書並びに第2項と同一の規則である。

⑥不正競争及び自由競争を制限する行為

改正第33 b 条は、不正競争につき、競争関係又は消費者の集团的利益の侵害地国法に依り（第1項）、不正競争が特定の競争の利益を侵害するときは、契約外債務関係に関する一般原則を定める第33条に依り（第2項）、競争制限行為による契約外債務関係については、侵害地国法が適用されるものとする（第3項）。しかし、本条に従って決定された準拠法に対しては、当事者による準拠法の選択は認められない（第4項）。これは、ローマⅡ規則第6条と同一の規則である。なお、侵害地や被告が複数である場合に関する同条第3項 b 号の規定は置かれていない。

⑦環境侵害

改正第33 c 条は、環境侵害による契約外債務関係につき、被害者の選択により、被害者が請求する損害の原因事実発生国法に依ることを認めるが、さもなければ、第33条第1項が契約外債務関係について原則とする結果発生地法が適用される。これは、ローマⅡ規則第7条と同一の規則である。

⑧知的財産権の侵害

改正第33 d 条は、知的財産権の侵害につき、その保護が請求される国の法に依る（第1項）。本条第1項に従って決定された準拠法に対しては、当事者による準拠法の選択は認められない（第2項）。これは、ローマⅡ規則第8条第1項及び第3項と同一の規則である。なお、統一地域の知的財産権の侵害に関する同規則第8条第2項の規定と同一の規則は置かれていない。

⑨労働争議措置

改正第33 e 条は、労働争議の措置としての行為から発生する損害に関し、労働者若しくは雇用者、又は、それらの者の職業上の利益を擁護する組織としてのその地位における者の責任につき、同一常居所地法の優先を損なうことなく、労働争議措置の実行地国の法が適用されると規定する。これは、ローマⅡ規則第9条と同一の規則である。

⑩契約外債務の準拠法の選択

改正第33 f 条は、当事者による準拠法の選択を原則として認め（第1項）、準拠法の選択は明示的又は黙示的に行われ（第2項）、そして、全ての事実関係が、損害の原因事実発生当時、別の国に所在するときは、当該別の国の法の強行規定規定が適用される（第3項）。これは、ローマⅡ規則第14条第1項及び第2項に倣った規則である。なお、加盟国の法を選択しない場合に関する同規則第3項の規定と同一の規則は置かれていない。

⑪安全規定及び行動規定

改正第33 g 条は、契約外債務関係の準拠法の決定の場合に、有責者の行動の判断に際しては、事実発生地及びその発生時の安全規定及び行動規則定が考慮されるべきことを規定している。これは、ローマⅡ規則第17条と同一の規則である。

3 後書き

2007年のマケドニア国際私法、すなわち、新法の立法化は、旧法である旧ユーゴスラビア国際私法から、その後における国際私法の動向に沿ったその現代化

であったとすることができる。そこにおいては、国際私法規則の柔軟化を考慮した相当の改革が実行されており、それをもって、現代国際私法立法の仲間入りが果たせたと評価することができるであろう。それに対して、今般の改正の主要な目的は、明らかに、欧州連合への加盟を前提として、欧州連合国際私法へ順応することにより、その加盟国候補としての協調の姿勢を積極的に顯示することにあつたと見られる。常居所の認定の基準を5年間の継続した居住と定めている点は、比較立法的には異例であり、多くの賛同が得られていないようであるが、必ずしも勇み足であるとばかりは言えないであろう。蓋し、柔軟な規則の追求のため、法的安定性ないし解決の予測性の点において明確性を欠いているという認識は、このマケドニア国際私法の改正からも読み取ることができるように思われるからである。

以下は、2007年の新法の邦訳（拙稿・前掲）に2010年の改正を反映させたマケドニアの「国際私法に関する法律」の全文の邦訳である。今般、差替え及び追加された条文については、*IPRax* 2012, S.579ff.に掲載されている独語訳に依拠して邦訳を試みると同時に、それ以外の箇所についても、参照の際の便宜のため、若干の語句等の修正を施して形式及び内容を整えた上、全文を掲載することとした。

（参考資料）マケドニア国際私法

国際私法に関する法律

（マケドニア共和国2007年7月4日法律・2010年11月30日改正）

第1章 基本規定

適用範囲

第1条（1）本法は、人の身分、家族、労働、財産についての法律関係、及び、その他の国際的要素を有する実体法上の関係の準拠法の決定のための規則を含む。

（2）本法は、本条第1項に掲げられた関係の審理のためのマケドニア共和国の裁判所及び

その他の機関の管轄権に関する規則、訴訟手続規則、並びに、外国裁判所の判決及び外国のその他の機関の裁判の承認に関する規則をも含む。

第2条 本法の諸規定は、第1条の関係が他の法律又は国際条約によって規律されるとき、それには適用されない。

例外条項

第3条 (1) 本法の諸規定が指定する法は、全ての事情を考慮して、関係がその法と何ら重要な関連性を示しておらず、寧ろ、他の法と本質的により密接な関連性が存在することが明らかであるとき、例外的に適用されない。

(2) 当事者が法選択を行なったとき、本条第1項の規定は適用されない。

法の欠缺の補充

第4条 本法が、本法第1条第1項の関係の準拠法に関する規定を有しないときは、本法の規定及び原則、マケドニア共和国の法秩序の原則、及び、国際私法の原則が類推適用される。

公の秩序

第5条 外国法は、その適用の結果がマケドニア共和国の公の秩序に反することとなるとき、適用されない。

反致及び送致

第6条 (1) 本法の諸規定にしたがって外国法が適用されるべきときは、同法上の準拠法を決定するための規則が顧慮される。

(2) 準拠法の決定に関する外国の規則がマケドニア共和国法へ反致するときは、マケドニア共和国法が、準拠法の決定に関する規則を顧慮することなく適用される。

(3) 本条第1項及び第2項の諸規定は、当事者が準拠法を選択するための法を有する場合において適用されない。

法律行為及び法的行為の方式

第7条 本法又はその他の法律が別段に定めていない限り、法律行為及び法的行為は、それが、法律行為が締結されたか、若しくは、法的行為が行われた地の法、又は、法律行為若しくは法的行為の実質の準拠法によって有効性であるとき、方式に関して有効であると見做される。

時効

第8条 時効へは、法律行為又は法的行為の実質の準拠法が適用される。

外国法の適用

第9条 外国法は、その意味及びそれに含まれた概念に応じて適用される。

不統一法秩序

- 第10条**（1）法秩序が不統一である国の法が適用されるべきであり、かつ、本法の規定が当該国の一定の法域へ送致しないとき、準拠法はその国の法秩序の規定によって決定される。
- （2）法秩序が不統一である国の基準となる法が本条第1項に定められた方法に基づいて確定されることができないときは、最も密接な関連性が存在する当該国の領域の法が適用される。

重国籍者

- 第11条**（1）マケドニア共和国の国民である者が他の国の国籍をも有するときは、本法の適用につき、その者はマケドニア共和国の国籍のみを有するものと見做される。
- （2）マケドニア共和国の国民でない者が二つ又は多数の外国国籍を有するときは、本法の適用につき、その者は、その者が国民であり、かつ、その住所を有する国の国籍を有するものと見做される。
- （3）本条第2項に掲げられた者がその国民である国に住所を有しないときは、本法の適用につき、その者は、その者が国民であり、かつ、最も密接な関係を有する国の国籍を有する者と見做される。

無国籍

- 第12条**（1）人が国籍を有しないか、又は、その国籍が確定されることができないときは、その住所に従い、準拠法が決定される。
- （2）本条第1項に掲げられた者の居所も確定されることができないときは、マケドニア共和国法が適用される。

常居所

- 第12a条**（1）本法の目的のため、自然人の常居所とは、それが、登録又は所轄国家機関の滞在許可の獲得と関連する何らかの手續の遂行の必要性を義務付けられることなく、人がその生活活動の永続的中心の基礎を置く地と解される。その地の確定については、特に、その地に対する人の持続的な関係、又は、その者の意図から、そのような関係が成立すべき身分的又は職業的性質の状況が考慮されるものとする。自然人は、その者が一定の国家に継続して6か月以上居住するとき、その領域にその常居所を有するものと見做される。
- （2）本条第1項の例外として、本法の目的のため、商業活動を行う自然人の常居所とは、その主たる営業所所在地と見做される。
- （3）本法の目的のため、会社及びその他の法人の常居所とは、その法人の主たる管理地が所在する地と解される。但し、損害の原因となる事実又は損害が、支店、代理店又は他の

営業所の業務によるとき、当該支店、代理店又は他の営業所が所在する地が、常居所と見做される。

外国法の調査

第13条 (1) 裁判所又は法律によって定められたその他の機関は、職権をもって準拠外国法の内容を調査しなければならない。

(2) 本条第1項に掲げられた機関は、法務を所轄する国家行政機関に対し、準拠外国法の内容に関する情報を求めることができる。

(3) 当事者は手続きにおいて外国法の内容に関する公文書を提出することもできる。

(4) 具体的な事件において、外国法の内容が本条第1項、第2項及び第3項に従った方法によって証明されないときは、マケドニア共和国の法が適用される。

直接的適用規定

第14条 本法第1条に従って法律関係について基準となる法の決定のための規定は、本法又は他の法律により、基準となる法の決定のための法規に拘わらず適用されることが、定められているマケドニア共和国の強行法規の適用を排除しない。

第2章 準拠法

自然人の権利能力及び行為能力

第15条 (1) 自然人の権利能力及び行為能力は、その者が国民である国の法が基準とされる。

(2) 自然人が、国民である国の法によれば行為無能力であるが、債務発生地法によれば行為能力を有するときは、行為能力を有するものとする。

(3) 行為能力の剥奪及び制限については、本条第1項による法が基準とされる。

(4) 本条第2項は、家族関係及び相続関係には適用されない。

法人の権利能力及び行為能力

第16条 (1) 法人の権利能力及び行為能力については、それが帰属する国の法が基準とされる。

(2) 法人は、それが従って設立された法が所属する国の国籍を有する。

(3) 法人が、それが設立された国とは別の国にその実際の本拠を有し、かつ、それがその別の国の法に従って同国の国籍を有するときは、それは同国の法人と見做される。

後見及び暫定的保護措置

第17条 (1) 後見の開始、及び、後見の終了、並びに、後見人と後見に服する者との間の関係については、後見に服する者が国民である国の法が基準とされる。

(2) マケドニア共和国に在る外国人及び無国籍者に対する暫定的保護措置は、権限を有する国が決定を下し、かつ、必要な措置を講じない限り、マケドニア共和国法によって命令され、かつ、継続される。

(3) 本条第2項の規定は、マケドニア共和国の領域に所在する不在外国人又は不在無国籍者の財産の保護に関しても適用される。

失踪者の死亡宣告

第18条 失踪者の死亡宣告については、その者がその失踪の当時国民であった国の法が基準とされる。

自然人の名

第19条 自然人の名の決定又は変更については、その者が国民である国の法が基準とされる。

物に対する所有権及び他の物権

第20条 (1) 所有権関係、及び、物に対するその他の物権は、物が所在する地の法が基準とされる。

(2) 運送中の物に関する本条第1項に掲げられた関係については、仕向地法が基準とされる。

(3) 輸送手段に関する本条第1項に掲げられた関係については、マケドニア共和国法の規定によって別段に定められていない限り、当該輸送手段が帰属する国の法が基準とされる。

契約—総則

第21条 (1) 契約は、本法又は国際条約によって別段の定めがない限り、契約当事者によって選択された法に服する。

(2) 選択された法に関する当事者の意思は、明示的であるか、又は、契約条項若しくは他の状況から明らかでなければならない。

(3) 当事者は、契約の全体についてか、又は、その一部のみについて、基準となる法を決定することができる。

(4) 基準となる法の選択に関する契約の有効性は選択された法に従って判断される。

契約準拠法の選択の欠乏

第22条 (1) 準拠法が選択されていないとき、契約は、当該契約が最も密接な関係を有する国の法に服する。

(2) 最も密接な関係は、事件の特別な状況から、契約が他の国とより密接な関係があることが明らかでない限り、給付の受領の当時、契約のその種類についてもたらずべき特徴的な履行を有する当事者の住所又は本拠が所在する国とに存在するものとする。

(3) 本条第2項に拘わらず、貨物運送契約については、それは、運送人が、契約締結の当時——自然人に関するときは——住所、又は、——法人に関するときは——本拠を有した国に、荷送地、仕向地又は自然人たる運送受益者の住所若しくは法人たる運送受益者の本拠が所在するときに限り、本国と最も密接な関係を有するものと推定される。

不動産に関する契約

第23条 不動産に関する契約については、不動産が所在する領域が属する国の法のみが基準とされる。

労働契約

第24条 (1) 労働契約について、当事者が法選択を行なわなかったときは、労働者が一時的に他の国においてその労務を遂行するときであっても、契約に従い、その者が常時その労務を遂行する国の法が基準とされる。

(2) 契約に従い、労働者が一国のみにおいてその労務を遂行するのでないときは、使用者がその本拠又は住所を有する国の法が基準とされる。

(3) 法選択に関する契約において、当事者は、法人たる使用者が本拠を有するか、又は、自然人に関するときは、住所を有する国の法に含まれている労働者の権利の保護に関する命令法規の適用を排除してはならない。

消費者契約

第25条 (1) 本法の適用については、消費者への動産又は権利の引渡しに関する契約、及び、消費者へのサービスの提供に関する契約は、消費者契約と見做される。

(2) 本法の適用について、その職務の遂行又は他の営業活動のためでないことが明らかな目的で、直接的な個人的使用のために製品を購入するか、若しくは、サービスを利用する自然人は消費者と見做される。

(3) 本法に従い、次に掲げる契約は、それらが、全体として、消費者がその住所を有する国の外において提供されるとき、消費者契約と見做される。

- 1 運送契約、及び、
- 2 消費者へのサービスの提供に関する契約

(4) 本法のその他の規定に拘わらず、消費者契約については、次に掲げるとき、消費者がその住所を有する国の法が適用される。

- 1 契約締結が本国における申込み又は募集の効果を定めており、かつ、消費者が本国において契約の締結に必要な行為を行なったとき
- 2 消費者の契約相手又はその代理人が、本国において消費者の注文を受け取ったとき、

及び、

3 売買契約が他の国において締結されているか、又は、消費者が他の国において注文を出したときであって、売主の旅行が消費者にかような契約の締結を勧誘する目的をもって準備されたとき

(5) 第4項に従う場合において、当事者によって行なわれた基準となる法の選択は、消費者の住所が所在する国の法に含まれている消費者の権利の保護のための強行法規の適用を排除してはならない。

契約準拠法の適用範囲

第26条 契約当事者間の関係については、契約当事者が別段に合意しない限り、本法第21条、第22条及び第23条による法が、次に掲げる決定についても基準とされる。

- 1 不動産の取得者又は譲受人がその物からの産出物及び果実に対する権利を有するに至る時期の決定、及び、
- 2 取得者又は譲受人がその物に関する危険負担の義務を負うに至る時期の決定

物の引渡し方法

第27条 物が引き渡されるべき地の法が、契約当事者の別段の合意がない限り、物の引渡し方法、及び、物の受領が拒否される場合に執られるべき措置について基準とされる。

債権譲渡及び債務引受

第28条 債権譲渡又は債務引受のその譲渡又は引受の当事者でなかった債務者又は債権者に対する効果へは、債権又は債務について基準となる法が適用される。

従たる法律行為

第29条 従たる法律行為へは、法律行為又は法律若しくは国際条約が別段に定めていないとき、主たる法律行為の準拠法が適用される。

一方的法律行為

第30条 一方的法律行為は、自然人たる債務者の住所、又は、法人たる債務者の本拠が在る国の法が基準とされる。

不当利得

第31条 (1) 存在しない債務の支払いの不当利得による契約外債務関係が、専ら、当該不当利得との密接な関係を呈示する契約又は不法行為のような当事者間に存在する法律関係と関連するときは、当該法律関係が服する法が適用されるものとする。

(2) 適用されるべき法が第1項に依って決定されることができず、かつ、当事者が、不当利得の結果を生ずべき事件の発生当時、同一国にそれらの者の常居所を有するときは、当

該国の法が適用されるものとする。

(3) 適用されるべき法が第1項又は第2項に依って決定されることができないときは、不当利得が生じた国の法が適用されるものとする。

(4) 状況の全体から、不当利得による契約外債務関係が、第1項、第2項及び第3項に指定された国とよりも、何れかの他の国と明らかにより密接な関係を呈示するときは、当該他の国の法が適用されるものとする。

委任なき事務管理

第32条 (1) 委任なき事務管理による契約外債務関係が、委任なき事務管理と密接な関係を呈示する契約又は不法行為のような当事者間に存在する法律関係と関連するときは、当該法律関係が服する法が適用されるものとする。

(2) 適用されるべき法が第1項に依って決定されることができず、かつ、当事者が、損害の原因となる事実の発生当時、同一国にそれらの者の常居所を有するときは、当該国の法が適用されるものとする。

(3) 適用されるべき法が第1項又は第2項に依って決定されることができないときは、事務管理が行なわれる国の法が適用されるものとする。

(4) 状況の全体から、委任なき事務管理による契約外債務関係が、第1項、第2項及び第3項に指定された国とよりも、何れかの他の国と明らかにより密接な関係を呈示するときは、当該他の国の法が適用されるものとする。

契約締結前の交渉責任

第32a条

(1) 契約締結前の交渉による契約外債務関係については、契約が実際に締結されたか否かに拘わらず、契約について適用されるべきであるか、又は、それが締結されていたときは、適用されるべきであった法が適用されるものとする。

(2) 適用されるべき法が第1項に依って決定されないときは、次に掲げる法が適用されるものとする。

a 損害が発生している国において、損害の原因となる事実又は間接的な損害結果が発生しているかに拘わらず、かような国の法、又は、

b 当事者が、損害の原因となる事実の発生当時、同一国にそれらの者の常居所を有するときは、当該国の法、又は、

c 状況の全体から、契約の締結前の交渉による契約外債務関係が、文字 a 又は b に指定された国とよりも、何れかの他の国と明らかにより密接な関係を呈示するときは、当該

他の国の法

契約外の損害賠償責任——総則

第33条 (1) 本法において別段の定めがない限り、不法行為による契約外債務関係については、損害の原因となる事実が又は間接的な損害が何れの国において発生しているかに拘わらず、損害が発生する国の法が適用されるものとする。

(2) 但し、責任を認められている者と損害を受けた者とが、損害発生の際、同一国にそれらの者の常居所を有するとき、不法行為責任は当該国の法へ服する。

(3) 状況の全体から、不法行為が第1項又は第2項に指定された国とよりも、何れかの他の国と明らかにより密接な関係を呈示するときは、当該他の国の法が適用されるものとする。何れかの他の国との明らかにより密接な関係は、特に、当該不法行為と密接に関係する契約のように、当事者間において既に存在している法律関係から明らかにされることができる。

生産物の利用から生じる損害賠償の責任

第33a条 (1) 本法第33条第2項を損なうことなく、生産物による損害の場合における契約外債務関係については、次に掲げる法が適用されるものとする。

a 生産物が、被害者が、損害の発生の際、その常居所を有した国において購入された限り、当該国の法、又は、さもなければ、

b 生産物が、生産物が取得された国において、市場で購入された場合には、当該国の法、又は、さもなければ、

c 生産物が、損害が発生している国において、市場で購入された場合には、当該国の法

(2) 但し、責任を認められている者が、a号、b号又はc号に従って適用されるべきである法が帰属する国において、生産物又は同種の生産品の流通を賢明に予見することができなかったときは、その者がその常居所を有する国の法が適用されるものとする。

(3) 状況の全体から、不法行為が第1項に指定された国とよりも、何れかの他の国と明らかにより密接な関係を呈示するときは、当該他の国の法が適用されるものとする。何れかの他の国との明らかにより密接な関係は、特に、当該不法行為と密接に関係する契約のように、当事者間において既に存在している法律関係から明らかにされることができる。

不正競争及び自由競争を制限する行為

第33b条 (1) 不正競争による契約外債務関係については、競争関係又は消費者の集団的利益が侵害されているか、又は、侵害されることが推定される領域が帰属する国の法が適用されるものとする。

- (2) 不正競争が、専ら、特定の競争の利益を侵害するときは、本法第33条が適用される。
- (3) 競争を制限する行為による契約外債務関係については、侵害されているか、又は、侵害されることが推定される市場が帰属する国の法が適用されるものとする。
- (4) 本条第1項、第2項及び第3項に従い、基準として決定される法の適用は、本法第33f条に従った合意によって排除することができない。

環境侵害

第33c条 環境侵害、又は、かような侵害から生ずる人損若しくは物損による契約外債務関係については、被害者が、その請求を損害の原因となる事実が発生している国の法を拠り所とすることを決定していない限り、第33条第1項に従って適用される法が適用されるものとする。

知的財産権の侵害

第33d条 (1) 知的所有権の侵害による契約外債務関係については、保護が請求される国の法が適用されるものとする。
(2) 本条第1項に従い、基準として決定される法の適用は、本法第33f条に従った合意によって排除することができない。

労働争議措置

第33e条 本法第33条第2項を損なうことなく、労働者若しくは雇用者、又は、それらの者の職業上の利益を擁護する組織としてのその地位における者の責任に関する契約外債務関係に対しては、ストライキ若しくはロックアウトのような目前に迫っているか又は実行された労働争議措置から生じている損害につき、労働争議措置が行なわれることとなっているか又は行なわれている国の法が適用されるものとする。

契約外債務の準拠法の選択

第33f条 (1) 当事者は、次に掲げる合意により、契約外債務関係が服すべき法を選択することができる。
a 損害の原因となる事実の発生後における合意、又は、
b 商業活動の全ての当事者が追従するときであって、かつ、損害の原因となる事実の発生前において自由に交渉された合意
(2) 本条第1項に従った準拠法の選択は、明白に行なわれるか、又は、場合の状況から、十分な確信をもって明らかにならなくてはならず、かつ、第三者の権利には触れないものとする。
(3) 全ての事実関係が、損害の原因となる事実の発生当時、準拠法として選択されている

法が帰属する国ではない別の国に所在するとき、当事者による選択は、合意によって外されることができない当該別の国の法の規定の適用に影響を与えない。

安全規定及び行動規定

第33g条 本法に基づく契約外債務関係についての準拠法の決定の場合に、責任が認められる者の行動の判断に際しては、責任の根拠となる事実が発効している地及び時期において効力を有する安全規定及び行動規則規定が、適切である限り、考慮されるものとする。

公海上の船舶又は航空機における事故に因る損害の賠償

第34条 損害賠償債務を生じる結果が、公海における船舶内又は航空機内において発生したときは、船舶が帰属する国の法、又は、航空機が登録されている国の法が、損害賠償債務の原因である事実が発生した地の法と見做される。

相続

第35条 相続については、被相続人がその死亡の当時国民であった国の法が基準とされる。

遺言能力

第36条 遺言能力については、遺言者が遺言作成の当時国籍を有していた国の法が基準とされる。

遺言の方式

第37条 (1) 遺言は、その方式に関し、それが次に掲げる法の何れかによれば有効であるときは、有効である。

- 1 遺言が作成された地の法
- 2 遺言者が遺言処分の当時又はその死亡の当時国民であった国の法
- 3 遺言者が遺言処分の当時又はその死亡の当時住所を有していた地の法
- 4 遺言者が遺言処分の当時又はその死亡の当時居所を有していた地の法
- 5 マケドニア共和国法、及び、
- 6 不動産については、不動産が所在する地の法

(2) 遺言の撤回は、その方式に関し、当該方式が本条第1項の規定に従って遺言が有効に作成されることができた法の何れかによれば有効であるときは、有効である。

婚姻締結の要件

第38条 (1) 婚姻締結の要件に関しては、それぞれの者につき、その者が婚姻締結の当時国民である国の法が基準とされる。

(2) 婚姻締結のための要件が、マケドニア共和国の所轄機関において婚姻を締結しようとする者が国民である国の法によれば存在するときであっても、マケドニア共和国法に依れ

ば、その者に関し、前婚、血族関係又は責任無能力の存在に関わる障害が存在するときは、婚姻締結は形成されない。

婚姻の方式

第39条 婚姻の方式については、婚姻が締結される地の法が基準とされる。

婚姻の無効

第40条 婚姻の無効については、本法第32条に従い、婚姻が締結されている法が基準とされる。

離婚

第41条 (1) 離婚については、夫婦双方が訴訟開始の当時国民である国の法が基準とされる。

(2) 夫婦が訴訟開始の当時異なる国に帰属するときは、離婚につき、それらの者がその最後の共通住所を有した国の法が基準とされ、そして、それらの者がそもそも共通住所を有しなかった場合には、離婚が審理される裁判所所在地国法が基準とされる。

(3) 夫婦の一方がマケドニア共和国の国民である場合には、本条第2項の規定に拘わらず、離婚については、マケドニア共和国法が基準とされる。

夫婦の身分関係及び法定財産関係

第42条 (1) 夫婦の身分関係及び財産関係については、夫婦が国民である国の法が基準とされる。

(2) 夫婦が異なる国に帰属するときは、夫婦がその住所を有する国の法が基準とされる。

(3) 夫婦が共通国籍も同一における住所も有しない場合には、夫婦がその最後の共通住所を有した国の法が基準とされる。

(4) 準拠法が本条第1項、第2項及び第3項に従って決定されることができないときは、マケドニア共和国法が基準とされる。

夫婦の約定財産関係

第43条 (1) 夫婦の約定財産関係については、契約締結の当時、その身分関係及び法定財産関係について基準とされた法が基準とされる。

(2) 本条第1項の規定に拘わらず、夫婦は、その約定財産関係について、書面により、次に掲げる法が基準たるべきことを合意することができる。

- 1 夫婦の一方が有する国籍が帰属する国の法、又は、
- 2 夫婦の少なくとも一方がその住所を有する国の法、又は、
- 3 不動産については、当該不動産が所在する地の法

婚姻の無効又は終了の場合における夫婦の身分関係、法定及び約定財産関係

第44条 (1) 婚姻が無効であるか、又は、解消しているときは、身分関係及び法定財産関係につき、本条第42条に定められた法が基準とされる。

(2) 本条第1項に記された場合においては、夫婦間の約定財産関係につき、本条第43条に定められた法が基準とされる。

婚姻外共同体の生活者の財産関係

第45条 (1) 婚外共同生活者の財産関係については、その者が国民である国の法が基準とされる。

(2) 本条第1項に掲げられた者が同一国籍を有しないときは、それらの者がその共通住所を有する国の法が基準とされる。

(3) 婚外共同生活者の間の約定財産関係については、契約締結の当時その財産関係について基準とされた法が基準とされる。

父母と子の間の関係

第46条 (1) 親子間の関係については、親子が国民である国の法が基準とされる。

(2) 親子が異なる国に帰属するときは、それらの者がその共通住所を有する国の法が基準とされる。

(3) 親子が異なる国に帰属し、かつ、同一国に住所を有しない場合には、子が国民である国の法が基準とされる。

父子関係ないし母子関係の承認、確認又は否認

第47条 父子関係又は母子関係の承認、確認又は否認については、子が国民である国の法が基準とされる。

扶養義務

第48条 親子以外の血族間における扶養義務、及び、姻族関係による親族に対する扶養義務については、扶養を請求する者が国民である国の法が基準とされる。

準正

第49条 (1) 後婚の方法による婚外子の準正については、父母が国民である国の法が基準とされ、又、父母が同一国に帰属しない場合には、準正を有効とする父又は母の本国法が基準とされる。

(2) 本条第1項において指定された法によれば準正の要件が満たされず、かつ、父母及び子がマケドニア共和国にその住所を有するときは、マケドニア共和国法が適用される。

(3) 準正に対する子、その他の者又は国家機関の同意については、子が国民である国の法

が基準とされる。

養子縁組の創設及び終了の要件

第50条 (1) 養子縁組の創設の要件及び養子縁組の終了については、養親及び養子が国民である国の法が基準とされる。

(2) 養親及び養子が異なる国に帰属するときは、養子縁組の創設の要件及び養子縁組の終了については、それらの者が国民である双方の国の法が累積的に基準とされる。

(3) 夫婦が共同して養子をするときは、養子縁組の要件及び養子縁組の終了につき、養子が国民である国の法のほか、夫婦の一方及び他方が国民である国の法も基準とされる。

(4) 養子縁組の方式については、養子縁組が創設される地の法が基準とされる。

養子縁組の効力

第51条 (1) 養子縁組の効果については、養親及び養子が養子縁組の創設の当時国民である国の法が基準とされる。

(2) 養親及び養子が異なる国に帰属するときは、それらの者がその住所を有する国の法が基準とされる。

(3) 養親及び養子が異なる国に帰属し、かつ、同一国に住所を有しない場合には、養子が国民である国の法が基準とされる。

第3章 国際的裁判管轄権及び手続

第1節 マケドニア共和国裁判所及び他の機関の渉外的要素を有する事件についての裁判管轄権

国際的裁判管轄権の基本原則

第52条 (1) 被告がマケドニア共和国内にその住所又は本拠を有するとき、マケドニア共和国裁判所は裁判管轄権を有する。

(2) 被告がマケドニア共和国にもその他の何れの国にも住所を有しないときは、被告がマケドニア共和国内にその居所を有するとき、マケドニア共和国裁判所は裁判管轄権を有する。

(3) 多数の被告が実体的共同訴訟人として訴訟に参加する場合には、被告の何れか一人がマケドニア共和国内にその住所又は本拠を有するときもまた、マケドニア共和国裁判所は裁判管轄権を有する。

- (4) 主たる債務者も保証人も同一の訴訟をもって訴えられるときは、マケドニア共和国裁判所が主たる債務者に対する訴訟について管轄権を有するときも、それは管轄権を有する。
- (5) マケドニア共和国裁判所は、反訴による請求が訴訟請求との関連性を呈示する限り、反訴についても管轄権を有する。

非訟裁判手続の管轄権

第53条 非訟裁判手続における法律関係に関しては、本法によって別段に定められていない限り、申立てが向けられている者がマケドニア共和国にその住所又は本拠を有するとき、及び、——一方がマケドニア共和国にその住所又は本拠を有するとき——その者のみが手続に出席するとき、マケドニア共和国裁判所の管轄権が存在する。

専属的国際裁判管轄権—総則

第54条 本法又はその他の法律が明文をもって規定するとき、マケドニア共和国裁判所は専属的裁判管轄権を有する。

外国法に含まれた基準に基づく裁判管轄権

第55条 外国において、外国裁判所の裁判管轄権が、マケドニア共和国裁判所の管轄権に関する規定に含まれない管轄基準に基づき、マケドニア共和国国民に対する訴訟について存在するとき、当該基準は、当該外国国民が被告であるかのような争訟において、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権の存在について基準とされる。

国際的裁判管轄権の合意

- 第56条** (1) 当事者は、少なくともそれらの一方が外国人、又は、外国に本拠を有する法人である場合において、本法又はその他の法律の規定に従い、マケドニア共和国裁判所の専属的裁判管轄権が存在する訴訟に関しないときにのみ、外国裁判所の裁判管轄権を合意することができる。
- (2) 本条第1項の規定に拘わらず、自然人である消費者又は被保険者がマケドニア共和国に住所を有するとき、当事者は、消費者との関連による争訟及び被保険関係に因る争訟において、外国裁判所の裁判管轄権を合意することができない。
- (3) 当事者は、その少なくとも一方が、マケドニア共和国の国民であるか、又は、マケドニア共和国に本拠を有する法人であるとき、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権を合意することができる。
- (4) 本条第1項、第2項及び第3項の諸規定は、本法第73条ないし第83条に従った場合における裁判管轄権に関するとき、適用されない。

被告の同意に基づく国際的裁判管轄権

第57条 (1) マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権の合意が、本法第56条第3項及び第4項の諸規定に従って認められる場合に、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権は、被告の同意に基づいても存在することができる。

(2) 被告が、裁判管轄権を争うことなく、訴えに対する答弁、若しくは、支払命令に対する異議を提出したか、又は、事前審理の際、若しくは、それが無い場合には、最初の本審理の際、本案の審理に応じたとき、その者はマケドニア共和国裁判所の裁判管轄権に同意したものと認められる。

無国籍者のための特別国際裁判管轄権

第58条 (1) マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権が、本法の規定に従い、訴訟当事者がマケドニア共和国国籍を有することを条件として確定されるとき、その裁判管轄権は、マケドニア共和国内に住所を有する無国籍者についても存在する。

(2) 本法第1項の規定は、マケドニア共和国の他の機関の裁判管轄権にも準用される。

職務で外国に居るマケドニア共和国国民に対する争訟の国際的裁判管轄権

第59条 職務又は労務を行なうため、国家機関によって派遣された国において生活するマケドニア共和国国民に対する争訟において、その者がかような派遣の当時マケドニア共和国内にその住所を有していたとき、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権が存在する。

契約外損害賠償責任に関する争訟の国際的裁判管轄権

第60条 (1) 契約外の加害に因る訴訟において、マケドニア共和国の裁判所は、加害行為がマケドニア共和国の領域内において行なわれているか、又は、損害の結果がそこにおいて発生しているときもまた、裁判管轄権を有する。

(2) 本条第1項の規定は、保険団体の直接責任に関する法規に基づき、当該団体に対して、第三者への損害賠償のための物的及び人的保険を請求する訴訟、及び、損害賠償に基づき、求償債務者に対して、求償が請求される争訟についてもまた適用される。

契約関係に因る争訟の債務履行地に従う国際的裁判管轄権

第61条 契約関係に因る争訟において、争議の対象が、マケドニア共和国において履行されるべきであるか、又は、履行されるべきであった債務であるときもまた、マケドニア共和国は裁判管轄権を有する。

訴訟物の所在地に基づく国際的裁判管轄権

第62条 (1) 財産法上の請求に関する争訟においては、訴えに関わる目的物がマケドニア共和国の領域内に所在するとき、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権が存在する。

(2) 被告の財産がマケドニア共和国の領域に所在するときは、原告が、当該財産から、判決が執行されることができることを疎明する限り、原告がマケドニア共和国にその住所又は本拠を有するときもまた、マケドニア共和国裁判所は裁判管轄権を有する。

被告のマケドニア共和国滞在間に成立した債務の争訟の国際的裁判管轄権

第63条 マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権は、被告のマケドニア共和国内における居住の間に生じた債務のための争訟においてもまた存在する。

マケドニア共和国において成立したか又は履行すべき債務の争訟の国際的裁判管轄権

第64条 外国に本拠を有する自然人又は法人に対する争訟であって、マケドニア共和国内において生じているか、又は、マケドニア共和国の領域内において履行されるべき債務のためのものにおいて、その者がマケドニア共和国の領域内にその支店若しくは代理店を有するか、又は、その業務の遂行を委託されている者の本拠がマケドニア共和国内に所在するときもまた、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権が存在する。

法人の設立、終了及び身分変更の争訟の専属的国際的裁判管轄権

第65条 マケドニア共和国裁判所は、会社、その他の法人、又は、自然人若しくは法人の団体の設立、終了及び身分変更に関する争訟、並びに、それらの機関の決定の有効性に関連する争訟について、会社、その他の法人又は団体がマケドニア共和国にその本拠を有する限り、専属的裁判管轄権を有する。

公的登録簿への登記と関連する争訟の専属的国際的裁判管轄権

第66条 マケドニア共和国裁判所は、マケドニア共和国において管理された公の登録簿への登録の有効性に関する争訟について専属的裁判管轄権を有する。

産業財産権の出願及び有効性に関する争訟の専属的国際的裁判管轄権

第67条 マケドニア共和国裁判所は、出願がマケドニア共和国において提出されている限り、産業財産権の出願及び有効性に関する争訟について専属的裁判管轄権を有する。

執行の同意及び実行の専属的国際的裁判管轄権

第68条 法律に合致した公の授権を実行する裁判所又は人は、それがマケドニア共和国の領域において行なわれる限り、執行の同意及び実行について、専属的裁判管轄権を有する。

不動産に関する争訟の専属的裁判管轄権

第69条 マケドニア共和国裁判所は、不動産の所有権及び他の物権に関する争訟、不動産に対する占有の妨害に因る争訟、並びに、不動産に関する賃貸借若しくは使用貸借、又は、住所若しくは事業所の利用に関する契約に因る争訟について、不動産がマケドニア共和国の領域内に所在するとき、専属的裁判所管轄権を有する。

動産占有権の妨害に因る争訟の国際的裁判管轄権

第70条 動産に対する占有の妨害に因る争訟については、妨害がマケドニア共和国の領域内において生じているときもまた、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権が存在する。

航空機又は船舶と関係する一定の争訟の国際的裁判管轄権

第71条 (1) 航空機若しくは船舶に対する物権に因る争訟、又は、航空機若しくは船舶の賃貸借に因る争訟については、航空機若しくは船舶が登録されている登録簿がマケドニア共和国の領域内において管理されているときもまた、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権が存在する。

(2) 本条第1項に掲げられた航空機若しくは船舶に対する占有の妨害に因る争訟については、航空機若しくは船舶が登録されている登録簿がマケドニア共和国の領域内において管理されているか、又は、妨害がマケドニア共和国の領域内において発生しているときもまた、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権が存在する。

マケドニア共和国における財産に関する夫婦財産関係の一定の争訟の国際的裁判管轄権

第72条 (1) マケドニア共和国内に所在する財産に関する夫婦の財産関係に関する訴訟については、被告がマケドニア共和国内に住所を有しない場合であっても、原告が訴訟提起の当時マケドニア共和国内にその住所又は居所を有するときもまた、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権が存在する。

(2) 財産の主要な部分がマケドニア共和国内に所在し、他の部分が外国に所在するときであっても、マケドニア共和国裁判所は、マケドニア共和国内における財産についても裁判される訴訟において、被告がマケドニア共和国裁判所が裁判することに同意するときに限り、外国に所在する財産に関しても裁判することができる。

(3) マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権は、本法の規定による夫婦の財産関係に関する争訟について、婚姻が継続若しくは終了されるか、又は、婚姻が存在しないことが確認されるか否かに拘わらず、存在する。

婚姻訴訟の国際的裁判管轄権

第73条 (1) 婚姻の存否の確認、婚姻の取消又は離婚のための争訟（婚姻訴訟）において、被告がマケドニア共和国内に住所を有しない場合においても、次の各号に掲げられたとき、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権が存在する。

- 1 夫婦双方が、何処にその住所を有するかに拘わらず、マケドニア共和国国民であるとき、又は、
- 2 原告が、マケドニア共和国内に住所を有するマケドニア共和国国民であるとき、又は、

3 夫婦がマケドニア共和国内にその最後の住所を有していて、原告がなおも訴訟提起の当時マケドニア共和国内にその住所若しくは居所を有するとき

(2) 被告とされた夫又は妻がマケドニア共和国国民であり、かつ、マケドニア共和国内にその住所を有するとき、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権は専属的とする。

夫婦の最後の共通住所に基づく婚姻訴訟の国際的裁判管轄権

第74条 本法第73条に掲げられた争訟については、マケドニア共和国内にその最後の共通住所を有していた夫婦が外国国民であるときもまた、その場合に、被告がマケドニア共和国裁判所が裁判することに同意し、かつ、夫婦が国民である国の法によればその裁判管轄権が認められるときに限り、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権が存在する。

離婚訴訟の国際的裁判管轄権

第75条 離婚に関する争訟については、原告がマケドニア共和国国民であり、かつ、管轄裁判所が帰属する国の法規が離婚を定めていないときもまた、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権が存在する。

父子関係又は母子関係の確認又は否認の争訟の国際的裁判管轄権

第76条 (1) 父子関係又は母子関係の確認又は否認に関する争訟については、被告がマケドニア共和国内に住所を有しないときであっても、次の各号に掲げられたとき、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権が存在する。

1 原告及び被告が、何処にその住所を有するかに関わらず、マケドニア共和国国民であるとき、又は、

2 原告がマケドニア共和国国民であり、かつ、マケドニア共和国内にその住所を有するとき

(2) マケドニア共和国国民であり、かつ、マケドニア共和国内にその住所又は居所を有する子に対して訴訟が提起されるとき、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権は専属的とする。

外国国民間の父子関係又は母子関係の確認又は否認の争訟の国際的裁判管轄権

第77条 本法第76条に掲げられた争訟については、当事者が外国国民であり、原告又は複数の原告の何れかの者がマケドニア共和国内にその住所を有し、被告がマケドニア共和国裁判所が裁判することに同意し、かつ、被告が国民である国の法規上、その裁判管轄権が認められるときに限り、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権が存在する。

親の監護の下にある子の保護、養育及び教育の争訟の国際的裁判管轄権

第78条 (1) 父母の監護に服する子の保護、養育及び教育に関する争訟については、被告が

マケドニア共和国内に住所を有しないときであっても、父母がマケドニア共和国国民であるか、又は、子がマケドニア共和国に住所を有するマケドニア共和国国民である限り、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権が存在する。

(2) 被告及び子がマケドニア共和国国民であり、かつ、双方がマケドニア共和国内にその住所を有するときは、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権は専属的とする。

(3) 本条第1項及び第2項並びに本法第52条の諸規定は、マケドニア共和国の他の機関が、父母の監護に服する子の保護、養育及び教育に関して裁判するとき、その裁判管轄権の決定へも準用される。

子の法定扶養の争訟の国際的裁判管轄権

第79条 (1) 子の法定扶養に関する争訟については、被告がマケドニア共和国内に住所を有しないときであっても、次の各号に掲げられたとき、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権が存在する。

1 子が訴えを提起し、かつ、マケドニア共和国内にその住所を有するとき、又は、

2 原告及び被告が、何処にその住所を有するかに拘わらず、マケドニア共和国国民であるとき、又は、

3 原告が未成年の子であり、かつ、マケドニア共和国国民であるとき

(2) 夫婦間又はかつての夫婦間の法定扶養に関する争訟については、夫婦がマケドニア共和国内にその最後の共通住所を有し、かつ、原告が訴え提起当時から引き続きマケドニア共和国内にその住所を有するときもまた、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権が存在する。

扶養の引当てとされうる財産に基づく法定扶養の争訟の国際的裁判管轄権

第80条 法定扶養に関する争訟については、被告がマケドニア共和国内に扶養に足りる財産を有するときも、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権が存在する。

子の保護、教育及び扶養の争訟の国際的裁判管轄権

第81条 マケドニア共和国裁判所は、子の保護、教育及び扶養に関する裁判について、それらの争訟が、本法に従い、マケドニア共和国裁判所が裁判管轄権を有する嫡出性に因る争訟、又は、父子関係若しくは母子関係の確定若しくは否認に対する争訟と共に裁判されるときもまた、裁判管轄権を有する。

親権に関する争訟の国際的裁判管轄権

第82条 (1) 親権の喪失及び回復、親権の延長、子の財産の管理のための後见人への父母の選任、子の嫡出宣言に関する裁判、並びに、人の身分及び親子関係に関するその他の事項

に関する裁判については、本法第52条第3項の要件が満たされないときであっても、申立人及び被申立人がマケドニア共和国国民であるか、又は、この手続の一人のみが手続に参与するときであっても、その者がマケドニア共和国国民である限り、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権が存在する。

(2) 本条第1項に従う事件については、子がマケドニア共和国の国民であり、かつ、マケドニア共和国にその住所を有するときまた、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権が存在する。

未成年者の婚姻締結の同意の付与の国際的裁判管轄権

第83条 (1) 未成年の婚姻のための同意の付与については、婚姻しようとする男女が何処にその住所を有するか拘わらず、申立人がマケドニア共和国国民であるか、又は、申立人の一人がマケドニア共和国国民であるとき、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権が存在する。

(2) 婚姻のための同意を求める未成年者がマケドニア共和国国民であるか、又は、婚姻しようとする男女の双方がマケドニア共和国国民であり、かつ、婚姻が外国において締結されるとき、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権は専属的とする。

マケドニア国民の遺産協議並びに相続法関係及びマケドニア国民の遺産に対する債権者の債権に因る争訟の国際的裁判管轄

第84条 (1) マケドニア共和国の国民の遺産である不動産の協議については、その遺産がマケドニア共和国内に所在するとき、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権は専属的とする。

(2) マケドニア共和国の国民の遺産である不動産が外国に所在するときは、不動産が所在する国の法規に依ればその機関が裁判管轄権を有しないとき、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権が存在する。

(3) マケドニア共和国国民の遺産である動産の協議については、動産がマケドニア共和国の領域内に所在するか、又は、動産が所在する国の法規に依ればその機関が裁判管轄権を有しないか、若しくは、その機関が遺産の協議を拒否するとき、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権が存在する。

(4) 本条第1項、第2項及び第3項の諸規定は、相続法関係に因る争訟、及び、遺産に対する債権者の債権のための争訟の裁判管轄権へも適用される。

外国国民の遺産協議並びに相続法関係及び外国国民の遺産に対する債権者の債権に因る争訟の国際的裁判管轄権

第85条 (1) 外国人の遺産である不動産の協議については、不動産がマケドニア共和国内に

所在するとき、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権は専属的とする。

- (2) マケドニア共和国内に所在する外国人の遺産である動産の協議については、動産がマケドニア共和国内に所在するとき、被相続人の国において、裁判所がマケドニア共和国国民の動産の協議について裁判管轄権を有しないときを除いて、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権が存在する。
- (3) 本条第1項及び第2項の諸規定は、相続法関係に因る争訟についても、遺産に対する債権者の債権のための争訟の裁判管轄権についても適用される。
- (4) 外国人の遺産協議について、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権がないとき、裁判所は、マケドニア共和国内に所在する遺産の保全、及び、その遺産に対する権利の保護のための措置を決定することができる。

無国籍者の遺産協議並びに相続法関係及び無国籍者の遺産に対する

債権者の債権に因る争訟の国際的裁判管轄権

- 第86条** (1) 無国籍者、その国籍が調査されることができない者、又は、避難民の地位にある者の遺産である不動産の協議については、不動産がマケドニア共和国の領域内に所在するとき、マケドニア共和国裁判所は専属的裁判管轄権を有する。
- (2) 無国籍者、その国籍が調査されることができない者、又は、避難民の地位にある者の遺産である動産の協議については、動産がマケドニア共和国の領域内に所在するか、又は、被相続人がその死亡の当時マケドニア共和国内にその住所を有していたとき、マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権が存在する。
- (3) 本条第1項及び第2項の諸規定は、相続法関係に因る争訟、及び、遺産に対する債権者の債権のための争訟の裁判管轄権にも適用される。
- (4) 外国人の遺産協議について適用される規定は、被相続人がマケドニア共和国内に住所を有しなかったとき、被相続人がその死亡の当時その住所を有していた国が外国国家と見做される場合に準用される。

養子縁組の国際的裁判管轄権

- 第87条** (1) マケドニア共和国国民であり、かつ、マケドニア共和国内に住所を有する者の養子縁組及び養子縁組の終了に関する裁判については、マケドニア共和国の機関は専属的裁判管轄権を有する。
- (2) 養子縁組及び養子縁組の終了に関する裁判については、養親がマケドニア共和国内に住所を有するマケドニア共和国国民であるとき、マケドニア共和国の機関は裁判管轄権を有する。

(3) 夫婦が共同して養子縁組を行なうときは、マケドニア共和国の機関の裁判管轄権の存在のため、夫婦の一方がマケドニア共和国国民であることをもって足りる。

後見の国際的裁判管轄権

第88条 マケドニア共和国国民の後見事件については、何処にその住所を有するかに拘わらず、本法に別段の定めがない限り、マケドニア共和国の機関が専属的裁判管轄権を有する。

外国に住所を有するマケドニア共和国国民の後見事務の措置の不執行

第89条 マケドニア共和国の機関は、後見事件において、外国に住所を有するマケドニア共和国国民に対して、それが、外国法上の所轄機関がマケドニア共和国国民の身分、権利及び利益の保護を担保する裁判を行なったか、又は、措置を講じたことを確認したとき、裁判を行わず、かつ、措置を行わない。

外国国民に対する暫定措置の執行の国際的裁判管轄権

第90条 (1) マケドニア共和国の機関は、マケドニア共和国内に在留するか、又は、財産を保有する外国人の身分、権利及び利益の保護のために必要な暫定的措置を講じ、かつ、その者が国民である国の機関へそれを通知する。

(2) マケドニア共和国内に住所を有する外国人の後見事件において、その者が国民である国の機関がその者の身分、権利及び利益の保護を担保していなかったとき、マケドニア共和国の機関は裁判を行ない、かつ、措置を講じる。

失踪者の死亡宣告の国際的裁判管轄権

第91条 (1) マケドニア共和国の裁判所は、マケドニア共和国国民である失踪者の死亡宣告について、その者が何処にその住所を有するかに拘わらず、専属的裁判管轄権を有する。

(2) マケドニア共和国の領域内において死亡した外国人の死亡は、マケドニア共和国裁判所において、マケドニア共和国法に従って証明されることができる。

第2節 渉外的要素を有する手続についての他の規定

自然人の当事者能力及び訴訟能力

第92条 (1) 自然人の当事者能力及び訴訟能力については、その者が国民である国の法が基準とされる。

(2) 外国人が、本条第1項の規定に依れば訴訟能力を有しないが、マケドニア共和国法に依れば訴訟能力を有するとき、その者は、手続において自ら行為を行なうことができる。

(3) 本条第2項に掲げられた外国人の法定代理人は、その外国人が自ら手続の遂行を引き

継ぐことを宣言しない限り、手続において行為を行なうことができる。

(4) 外国法人の当事者能力については、本法第16条に定められた法が基準とされる。

外国訴訟の係属

第93条 法的紛争が同一の法律問題において、かつ、同一の当事者間において、外国裁判所に係属するとき、すなわち、次の各号に掲げられたとき、マケドニア共和国裁判所は、当事者の申立てにより、手続を中止する。

- 1 当該訴訟に関し、手続が外国裁判所において最初に開始されているとき、及び、
- 2 マケドニア共和国裁判所が判決について専属的裁判管轄権を有しない争訟に関するとき

マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権の判断

第94条 マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権の判断については、訴訟開始の当時存在する事実が相当とされる。

訴訟費用の担保義務 (caution iudicatum solvi)

第95条 (1) マケドニア共和国内に住所を有しない外国人又は無国籍者がマケドニア共和国裁判所において争訟を開始するとき、その者は、マケドニア共和国国民である被告の申立てにより、その者に対して訴訟費用を担保する義務を負う。

(2) 被告は、遅くとも準備手続の際、かつ、準備手続が実施されないときは、初回本案手続に合せて、本案手続が開始される前か、又は、担保申立ての要件が存在することを知った直後に、本条第1項に掲げられた申立てを行なう義務を負う。

(3) 訴訟費用の担保は、金銭をもって提供されるべきものとするが、裁判所は、他の方法をもって担保を提供することを許可することができる。

訴訟費用の担保義務の免除

第96条 (1) 被告は、次の各号に掲げられたとき、訴訟費用の担保についての請求権を有しない。

- 1 原告が国民である国において、マケドニア共和国国民が担保提供の義務を負わないとき
- 2 原告がマケドニア共和国において庇護権を享有するとき
- 3 訴訟申立てが、マケドニア共和国における原告の労働関係に因るその者の債権に関するとき
- 4 婚姻訴訟又は父子関係若しくは母子関係の確認若しくは否認に関する争訟に関わるか、又は、法定扶養に関するとき

5 手形訴訟若しくは小切手訴訟、反訴、又は、支払命令に関わる時

(2) マケドニア共和国国民が、原告が国民である国において、本条第1項第1号の意味において担保提供の義務を負うかについて疑義があるときは、法務を所轄する国家行政機関が情報を付与する。

訴訟費用の担保の決定

第97条 (1) 裁判所は、その決定において訴訟費用の担保を求める申立てを認容するとき、担保額及びその担保が提供されるべき期限を定め、かつ、担保が期限内に提供されたことを証明しない場合における法律中の効果につき、原告に示唆する。

(2) 原告が所定の期限内に訴訟費用の担保を適用したことを証明しないとき、訴訟は取り下げられたものと見做され、又、担保提供の申立てが、上訴の手續において初めて行なわれているとき、上訴は取り下げられたものと見做される。

(3) 原告による訴訟費用の担保提供を適時に申し立てた被告は、その申立てに関して確定力をもって裁判されていないか、又は、申立てが認容された場合に、原告が担保を提供していない限り、本案手續を続行する義務を負わない。

(4) 裁判所が訴訟費用の担保提供の申立てを却下するとき、それは、手續が却下決定の発効前にも続行されることを決定することができる。

訴訟費用の支払いの免除

第98条 (1) 外国人は、相互の保証を条件として、訴訟費用の支払免除の請求権を有する。

(2) 訴訟費用の支払免除に関する相互の保証の存否について疑義があるときは、法務を所轄する国家行政機関が情報を付与する。

(3) 本条第1項に掲げられた相互の保証は、外国人がマケドニア共和国内にその住所又は居所を有するとき、訴訟費用の支払免除の請求権を主張するための条件とはならない。

(4) 無国籍者は、その者がマケドニア共和国内にその住所又は居所を有するとき、訴訟費用の支払免除の請求権を有する。

第4章 外国裁判所の判決の承認

第1節 概念

外国裁判所の判決

第99条 (1) 外国の裁判所の裁判が、外国裁判所の判決と見做される。

(2) 裁判所において行なわれた和解（裁判上の和解）も、本条第1項の意味における外国裁判所の判決と見做される。

(3) 他の機関の裁判であって、それが下された国において、裁判所の判決又は裁判上の和解と同等とされるものも、それにより、本法第1条に掲げられた諸関係が規律されるときは、外国裁判所の判決と見做される。

承認

第100条 外国裁判所の判決は、それが、マケドニア共和国裁判所が承認するときに限り、マケドニア共和国裁判所の判決と同等とされ、かつ、マケドニア共和国において法的効力を生ずる。

第2節 承認の要件

確定力の証明

第101条 (1) 外国裁判所の判決の承認を申し立てる者は、外国裁判所の判決の正本又は認証謄本、及び、それが下された国の法に依る判決の確定力に関する所轄裁判所又はその他の機関の証明書を外国裁判所の判決の承認の申立てに添付しなければならない。

(2) 外国裁判所の判決の正本、又は、その認証謄本が、その判決の承認のための手続が行なわれる裁判所において公的に使用される言語において作成されていない場合には、判決の承認を申し立てる当事者は、裁判所において公的に使用される言語における外国裁判所の判決の認証された翻訳をも提出しなければならない。

外国裁判所の判決の執行力の証明

第102条 外国裁判所の判決の承認を申し立てる者は、外国裁判所の判決の承認の申立てをもって、その執行力の承認をも請求される時、本法第101条第1項に従う証明書のほかに、それが下された国の法に従う判決の執行力に関する証明書も提出しなければならない。

防御権の軽視

第103条 マケドニア共和国の裁判所は、当事者が次に掲げることを証明するとき、外国裁判所の判決の承認を拒否する。

- 1 それらの者が、手続の違法のため、その防御手段を申し立てることができなかったこと、又は、
- 2 その者が何らかの方法をもって第1審手続における本案審理に応訴した場合を除いて、手続が開始した呼出状、訴状、又は、決定が、判決が下された国の法に定められた

方法に基づき、その者へ送達されていないか、又は、かような送達が全く試みられていないこと

マケドニア共和国裁判所の専属的裁判管轄権

第104条 (1) 外国裁判所の判決は、当該事件においてマケドニア共和国の裁判所又はその他の機関が専属的裁判管轄権を有するとき、承認されない。

(2) 被告が婚姻訴訟において下された外国裁判所の判決の承認を申し立てるか、又は、原告がそれを申し立てて、被告が争わないとき、マケドニア共和国の裁判所の専属的裁判管轄権はかような判決の承認の障害とはならない。

外国裁判所の原告国籍のみに基づく裁判管轄権の基礎ないし当事者の

マケドニア共和国裁判所の裁判管轄権の約定の不考慮に因る不承認

第105条 (1) 裁判所は、外国裁判所の判決が敗訴として下されている者の異議申立てに基づき、外国裁判所の裁判管轄権が専ら原告の国籍に基づいていたことを確認するとき、その判決の承認を拒否する。

(2) 裁判所は、外国裁判所の判決が敗訴として下されている者の異議申立てに基づき、裁判を行なった外国裁判所がマケドニア共和国裁判所の裁判管轄権に関する当事者の契約に留意しなかったことを確認するとき、その判決の承認を拒否する。

同一当事者間の同一事件の確定力ある判決

第106条 (1) 外国裁判所の判決は、マケドニア共和国の裁判所又はその他の機関が同一の事件において確定力を有する判決を下したか、又は、外国裁判所が同一の事件において下した別の判決がマケドニア共和国において承認されているとき、承認されない。

(2) 同一の法律事件及び同一の当事者間において先に開始された訴訟が、マケドニア共和国裁判所に係属するとき、裁判所は、その訴訟が確定力をもって終了するまで、外国裁判所の判決の承認を停止する。

公の秩序の侵害

第107条 外国裁判所の判決は、その承認の効果がマケドニア共和国の公の秩序に反するとき、承認されない。

マケドニア共和国国民の身分に関する外国裁判所の判決

第108条 マケドニア共和国の国民の身分に関する判決につき、本法に依ればマケドニア共和国法が適用されるべきとき、外国裁判所の判決は、外国法が適用されているときであっても、当該裁判がかような関係へ適用されるマケドニア共和国法と本質的に異なるものであるときは、承認される。

裁判所国国民である外国人の身分に関する外国裁判所の判決

第109条（1）外国裁判所の判決は、当該裁判が問題とされる国の国民の身分に関するとき、マケドニア共和国において、本法第104条及び第107条に従った裁判所による審査なく承認される。

（2）マケドニア共和国の所轄機関が、外国裁判所の判決がマケドニア共和国国民の身分に関することを確認するとき、かような判決の承認については、本法第101条ないし第107条に従った確認を必要とする。

裁判所国国民でない外国人の身分に関する外国裁判所の判決

第110条 外国裁判所の判決は、それが下された国の国民でない外国人の身分に関するとき、その者が国民である国の承認要件を満たすときのみ承認される。

第3節 外国裁判所の判決の承認の手続

第111条（1）外国裁判所の判決の承認の手続は、申立てによって開始される。

（2）人の身分に関する事件の外国裁判所の判決の承認は、これについて法的利益を有する何れの者によっても請求されることができる。

第112条（1）外国裁判所の判決の承認に関しては、簡易裁判所の単独裁判官が裁判する。

（2）外国裁判所の判決の承認については、物的に裁判管轄権がある何れの裁判所も地域的に裁判管轄権を有する。

（3）外国判決の承認に関して特別の決定が下されていないときは、何れの裁判所も、手続において、当該手続についてのみの効力をもって、その判決の承認につき、先決問題として決定を行なうことができる。

第113条（1）外国裁判所の判決の承認に関する手続において、裁判所は、本法第101条ないし第110条に従った要件が充足されているか否かの審査に制限される。

（2）裁判所が承認について障害が存在しないことを確認するとき、それは、外国裁判所の判決の承認の決定を下す。

（3）裁判所は、外国裁判所の判決が下された手続の相手方又はその他の参加者に承認に関する決定を送達し、かつ、その者が、承認に関する決定に対して、決定後15日以内に異議を申し立てることができることを知らせる。

（4）本条第3項に従う異議に関しては、承認に関して決定を下した裁判所が三人の裁判官の合議の下に裁判を行なう。異議に関する裁判が未解決の事実依存するときは、裁判所

は公判開始後に裁判する。

(5) 裁判所が承認の申立てを棄却した決定、及び、本条第4項に従った異議申立てに関する決定に対しては、決定後8日以内に管轄権を有する控訴裁判所へ抗告することが許される。

(6) 本条第3項の規定を顧慮することなく、裁判所は、承認を申し立てる者がマケドニア共和国国民であり、かつ、相手方がマケドニア共和国内に住所ないし居所を有しないとき、離婚に関する外国裁判所の判決の承認に関する決定を相手方に送達しない。

第114条 外国裁判所の判決の承認のための手続の費用に関しては、裁判所が、マケドニア共和国の裁判所又は他の機関が同一の事件において裁判したとき、根底に存在した規定に従って裁判する。

第115条 本章に特別の規定が含まれていないときは、外国裁判所の判決の承認に関する手続について、争いのない手続に関する規定が準用される。

第116条 本法第111条ないし第115条の諸規定は、外国仲裁の承認のための手続についても準用される。

第5章 特別規定

外国におけるマケドニア共和国の権限ある領事又は外交代表の前における婚姻締結

第117条 (1) マケドニア共和国国民は、外国において、マケドニア共和国の代表が駐在する国が反対しないか、又は、それが国際条約に定められているとき、マケドニア共和国の権限を付与された領事代表、又は、領事業務を負う外交代表の前において婚姻を締結することができる。

(2) 外務を所轄する国家行政機関を指揮する大臣は、外国におけるマケドニア共和国国民間の婚姻を締結することができるマケドニア共和国の代表者を決定する。

外国にあるマケドニア共和国国民のための後見事務の配慮

第118条 外国に在留するマケドニア共和国国民に関する後見事務は、マケドニア共和国の代表が駐在する国がそれに反対しないか、又は、それが国際条約に定められている限り、マケドニア共和国の領事代表又は外交代表が行なう。

外国にあるマケドニア共和国国民の遺言作成

第119条 マケドニア共和国国民のため、外国において、マケドニア共和国の領事代表又は領事業務を負う外交代表は、司法上の遺言作成について施行されている規定に従い、遺言

を作成することができる。

外国におけるマケドニア共和国の領事又は外交の代表者の側による署名、 稿本及び謄本の認証

第120条 (1) マケドニア共和国の領事代表又は外国に駐在して領事業務を負う外交代表は、国際条約及び接受国の法令に従い、署名、稿本及び謄本の認証を行なうことができる。

(2) 外務を所轄する国家行政機関を指揮する大臣は、本条第1項に掲げられた事務を実施するための細則を定める。

マケドニア共和国において施行されているか又は施行されていた規定の証明

第121条 (1) マケドニア共和国において施行されているか、又は、施行されていた法令に関する証明書であって、外国の機関におけるその使用を目的とするものは、法務を所轄する国家行政機関が発行する。

(2) 本条第1項に従う証明書には、法令の表題、それが公布されたか、又は、失効した日付、並びに、当該法令の該当規定の法文が引用される。

第6章 経過規定及び最終規定

本法の施行

第122条 (1) 準拠法の決定のための本条の規定は、本法の発効前に生じた関係へは適用されない。

(2) 本法の発効日前に、第1審裁判所における手続が終結された第1審判決又は決定が下されたとき、その後の手続は、渉外的要素を有する事件における裁判管轄権及び手続に関する従前の規定、並びに、外国裁判所の判決の承認に関する従前の規定に従って進行される。

(3) 本法の発効日以後、第1審の裁判が本条第2項に従って廃止されるとき、その後の手続は、本法の渉外的要素を有する事件における裁判管轄権及び手続に関する規定、並びに、外国裁判所の判決の承認に関する規定に従って進行される。

法律の失効

第123条 本法の発効日をもって、一定の関係における外国の規定との法律抵触の解決に関する法律の適用を終了する。

本法の発効

第124条 本法は、「マケドニア共和国官報」に公告された8日後に発効する。